

平成 29 年 10 月 25 日

会 員 各 位

事 務 局

指定自動車整備事業者のペーパー車検等不正事案防止対策について

指定自動車整備事業者における事業運営の適正化については、悪質な不正事案が発生した際に徹底を図ってきたが、現在に至るまで依然としてペーパー車検が複数発生しており、指定自動車整備事業制度の根幹を揺るがし、自動車検査に対する国民の信頼を損ねかねない状況にある。

このため、指定整備事業者及び自動車検査員に対して社会的責務を自覚し、法令遵守を徹底するよう振興会として指導を行うとともに、下記事項について措置を講じ、関係者に対して指導の一層の強化を図られたい。

記

1. 情報収集の強化

ペーパー車検等不正事案の早期発見のため、各地方運輸局整備担当課において通報窓口を設置する。また当自動車整備振興会ホームページへも当該通報窓口の連絡先を掲載し、情報を広く収集する。

2. 情報精査の向上

1. により収集された情報を総合的に分析し、不正が疑われる事業者に対しては、優先的に立入監査を実施する。

3. 警察との連絡体制の強化

不正の早期発見及び事案の共有化を進めるため、積極的に不正事案の情報提供を警察に行う等、運輸支局単位で警察との連絡体制の強化を図る。

< 通 報 窓 口 >

○四国運輸局 不正車検通報フォーム 掲載ページ

http://www.tb.mlit.go.jp/shikoku/toi/form_car.html

※四国運輸局 HP 『お問い合わせ』内、『その他』の最下部にリンク有り

○一般社団法人 高知県自動車整備振興会 HP 内 通報窓口掲載ページ

<http://www.oasis-kochi.net/event/?id=192&mode=info&group=06-member>

※上記の不正車検通報フォームへ直接リンクします。